

補助対象経費区分ごとの説明および必要証拠書類

② 広報費・・・パンフレット・ポスター・チラシ等を作成および広報媒体等を活用するために支払われる経費

- 補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は、補助対象外です。(例えば、販路開拓に繋がる商品・サービスの名称や宣伝文句が付記されていないもの)
- ウェブや動画に関する広報費用については、③ウェブサイト関連費にて計上してください。
- 街頭ビジョン広告やデジタルサイネージ広告など映像や動画を使用した屋外広告の掲載料については、②広報費に該当します。掲載する画像や動画の制作費については、③ウェブサイト関連費で計上してください。

対象となる経費例	対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ・カタログの外注や発送 ・ 新聞・雑誌等への商品・サービスの広告 ・ 看板作成・設置 ・ 試供品(販売用商品と明確に異なるものである場合のみ) ・ 販促品(商品・サービスの宣伝広告が掲載されている場合のみ) ・ 郵送によるDMの発送 ・ 街頭ビジョンやデジタルサイネージ広告への掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試供品(販売用商品と同じものを試供品として用いる場合) ・ 販促品(商品・サービスの宣伝広告の掲載がない場合) ・ 名刺 ・ 商品・サービスの宣伝広告を目的としない看板・会社案内パンフレットの作成・求人広告(単なる会社の営業活動に活用されるものとして対象外) ・ 文房具等(詳細は補助事業の手引きP.47をご参照ください。) ・ 金券・商品券 ・ チラシ等配布物のうち未配布・未使用分 ・ 補助事業期間外の広告の掲載や配布物の配布 ・ フランチャイズ本部の作製する広告物の購入

② 広報費

実績報告書等提出時に必要な証拠書類

- [1] 見積書
 - ※すべての取引において必要
 - <相見積書>
 - ※税込 100 万円を超える発注をする場合には2者以上の見積もりが必要(ただし、複数者の見積もりを取るのが困難な場合は、選定理由書を提出)
- [2] 発注書(参考様式あり)または契約書
- [3] 納品書
 - ※発注した物が納品される場合のみ必要
- [4] 請求書
- [5] 銀行振込(明細)受領書または領収書
 - ※口座引き落としの場合は銀行預金通帳の写し等を提出
- [6] 成果物(コピー、写真等でも可)
 - ※補助事業者の商品・サービスの販路開拓につながるものが判明する成果物を提出
 - ※事業者名、サービス(宣伝文句)が確認できるものを提出
 - ※補助事業で取得した看板等には、「第17回持続化」という表示(シール等)により他の看板等と区別してください。(固定されている看板を除く)
- [7] 配布先リスト(参考様式あり)
 - ※配布物の場合のみ必要
 - 配布先が特定できる場合は、名簿を提出

具体例

印刷会社にチラシを発注(5万円、5,000枚)し、補助事業期間中に5,000枚を配布した場合に提出が必要な証拠書類(税込100万円以下の場合)

1. 印刷会社からもらう見積書
2. 補助事業者が印刷会社へ送った発注書
3. 印刷会社からもらう請求書・納品書
4. 印刷会社へ支払ったことが確認できる銀行振込受領書または領収書
5. 作成した商品チラシ(1部)
6. 配布先リスト(配布先が特定できる場合は名簿)

よくある質問

Q1. チラシを自社で内製する。用紙代とインクカートリッジ代は補助対象経費となるか？

⇒用紙代もインクカートリッジ代も「文房具等の事務用品等の消耗品代」に該当し、補助対象外となります。

Q2. 新商品のチラシを1,000枚作成し、事業終了日までに500枚配布した。補助対象経費としては、500枚分が認められるのか？

⇒そのとおりです。チラシ等の印刷費は、実際に配布もしくは使用した数量分が補助対象となります。チラシ等の配布物については、配布先リストもあわせてご提出ください。なお、配布先が特定できる場合は、配布先リスト及び名簿をご提出ください。

Q3. 補助対象経費として認められる、「販売用商品と明確に異なる」試供品の調達経費とは、どのようなものか？

⇒例えば、「試供品(サンプル品)である旨の表示がある物品」の購入等、通常の販売用商品に転用し得ないものを調達した場合などです。

Q4. 求人広告は補助対象か？

⇒商品・サービスの広報を目的としたものではなく、通常の営業活動に係る経費なので補助対象外となります。

Q5. 補助事業期間中に作成・調達したDMだが、補助事業期間後に顧客の手元に届く場合は補助対象経費となるか。

⇒補助事業期間外の広報の取組であり、補助対象外となります。

Q6. 補助事業者である当社が、補助事業者でない他の事業者と、共同で広告を行った。当社が、全額広告費を支払ったのだが、その分を補助対象経費に計上できるのか？

⇒他社と共同で広告を掲載したのであれば、本来、補助事業者が負担すべき経費分までしか認められません。もし、広告の半分が補助事業者に帰属するもので、残りの半分が他の事業者に帰属するものであれば、広告費のうち半分までが補助対象となります。